

# 公共事業等に関する連絡調整要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、公共団体等が行う公共事業について、事前に土地利用に関する事項、関係諸法令に関する事項等につき連絡調整を行うことにより、県土の適正かつ合理的な利用と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共団体等 次に掲げる者をいう。

(イ) 国及び地方公共団体

(ロ) 国の設立に係る法人で、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第14条に定めるもの

(ハ) 県の設立に係る地方住宅供給公社及び土地開発公社

(ニ) 市町村の設立に係る土地開発公社

(2) 公共事業等 公共団体等が行う事業で、土地の区画形質の変更に係る区域（以下「開発区域」という。）の面積が1ヘクタール以上のものをいう。

(連絡調整)

**第3条** 公共団体等は、公共事業等を行おうとするときは、関係諸法令の手続を行う前に、当該事業計画について知事と連絡調整を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

(1) 当該区画形質の変更が専ら改良行為として行われる事業で、知事との協議を終えたもの

(2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(3) 当該事業の実施について県調整会議（島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第6号）第1条に規定する県調整会議をいう。以下同じ。）による調整と同等以上の調整が行われると知事が認める事業

2 前項の連絡調整をしようとする公共団体等は、連絡調整依頼書（別記様式）を知事に提出するものとする。

3 連絡調整依頼書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）第6条第3項各号に掲げる図書

(2) 開発区域の所在する市町村の長の意見書

(調整会議における連絡調整)

**第4条** 知事は、公共団体等から連絡調整依頼書等の提出があったときは、速やかに当該公共事業等について地区調整会議（島根県土地利用調整会議等設置規程第1条に規定する地区調整会議をいう。以下同じ。）の議に付し、必要な連絡調整を行うものとする。

2 前項の場合において、知事は、当該公共事業等が次に掲げる場合に該当すると認める

ときは、地区調整会議の意見書を付した連絡調整依頼書等により、速やかに当該公共事業等について県調整会議の議に付し、必要な連絡調整を行うものとする。

- (1) 次に掲げる場合等土地利用又は関係諸法令等に係る調整を県調整会議において行うことが適切であると認められる場合
  - (イ) 開発区域内に保安林が存在し、公共事業等の実施に当たってその解除を要し、島根県森林審議会に諮問する必要がある場合
  - (ロ) 地域森林計画対象民有林におけるおおむね50ヘクタール以上の大規模な事業計画である場合
  - (ハ) 公共事業等の実施が漁業権の得喪に影響を及ぼす場合
  - (ニ) 3万平方メートル以上の国有財産の用途廃止について、国土交通大臣の承認を要する場合
  - (ホ) 水利使用について、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の許可を要する場合
  - (ヘ) 市街化調整区域内において実施される公共事業等が都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号イに規定する開発行為に該当する場合
  - (ト) 開発区域が自然公園地域（国立公園の区域に限る。）に属し、公共事業等の実施に当たって環境大臣の許可を要する場合
  - (チ) 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）に基づく事前協議の手続を要する場合
  - (リ) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価を要する場合
- (2) 開発区域が2以上の地区調整会議所管区域にまたがる場合
- (3) その他地区調整会議が県調整会議において調整することが適切であると認めた場合（連絡調整の結果）

**第5条** 第4条の各項の規定により連絡調整を了した公共事業等については、知事が連絡調整の結果を当該公共団体等に文書により通知するものとする。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後において連絡調整依頼書等が関係総務事務所長等に提出された公共事業等について適用し、施行日前に旧島根県土地利用対策要綱（昭和52年10月13日付け土発第100号）の規定に基づいて現に開発協議書等が提出されている公共事業等については、なお従前の例による。

#### **附 則**

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後において連絡

調整依頼書等が知事に提出された公共事業等について適用し、施行日前に旧公共事業等に関する連絡調整要綱（平成12年6月26日付け土資発第47号）の規定に基づいて現に開発協議書等が提出されている公共事業等については、支庁又は総務事務所から知事へ事務を引き継ぐものとする。

**附 則**

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。